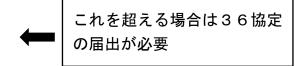
36協定の様式種別について

- ●労働時間・休日に関する原則
- · 労働時間1日8時間、1週40時間
- ・休日毎週少なくとも1回



①上限規制の原則

- ・時間外労働の上限は原則、月45時間、年360時間
 - ■→ この時間内に収まる場合は協定届の様式第9号を使用

②上限規制の特別条項

- ・<u>臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下の条件を守ること</u> ▶時間外労働が年720時間以内
 - ▶時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ▶時間外労働と休日労働の合計について、「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - ▶時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6ヶ月が限度
 - 上記①の条件を超える場合で、この条件を満たす場合は協定届の 様式9号の2を使用
- ③上限規制の適用猶予事業・業務
- ・建設業、自動車運転の業務、医師等は2024年3月31日までは猶予期間と して上限規制は適用されない
 - 適用猶予事業・業務で、上記①②の条件を超える場合は協定届の様 式9号の4を使用
 - ※トラック運送業の場合、「運転業務の者」と「運転業務以外の者(事務員、 作業員等)」で協定届を分けて提出が必要な場合があります
- ●自動車運転の業務の猶予期間終了後の取り扱い
 - 特別条項付き36協定を締結する場合は時間外労働が年960時間以内
 - ・上記②にある特別条項に係る規制は適用されない